

審 査 基 準

令和7年8月8日作成

法 令 名：	道路交通法施行規則
根 拠 条 項：	第30条の11第1項
処 分 の 概 要：	運転経歴証明書の再交付
原 権 者（委任先）：	福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法施行規則第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	☐ 自動車運転免許試験場 即日 ☐ 警察本部運転免許管理課及び警察署 15日間
申 請 先：	警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
問 合 せ 先：	警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5316）、警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
備 考：	